

令和7年度 第2回山口市入札監視委員会 定例会議議事概要書

開催日	令和7年10月20日（月）	
開催場所	山口市役所本庁舎4階 庁議室	
出席委員	委員長 前田哲男 委員長代理 松村和明 委員 中野勉、中川孝	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年7月31日	
抽出案件		案件名
一般競争入札	0	
条件付一般競争入札	116	山口市新本庁舎屋外倉庫棟新築工事、主要地方道山口小郡秋穂線(古曾中原地内)配水管布設工事
指名競争入札	0	
随意契約	10	秋穂漁港海岸（大海地区）海岸保全施設整備工事に伴う付帯工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>委員会の概要については以下のとおり。</p> <p>1 入札・契約の運用状況等の報告について</p> <p>〈事務局〉令和7年4月から令和7年7月の工事発注件数について、総括表を資料1で、またその一覧を資料2でお示ししています。</p> <p>〈委員長〉何か質問はございますか。</p> <p>〈委員〉なし</p> <p>2 抽出事案の審議について</p> <p>【条件付一般競争入札：山口市新本庁舎屋外倉庫棟新築工事】</p> <p>〈委員〉不落札が6者ありますが、何か理由は考えられますか。</p> <p>〈事務局〉今回は、低入札価格調査の対象となる工事の入札のため、判断基準額を定めておまして、それを下回ったものが不落札となっております。営繕工事におきましては、価格が公表されている単価の他、見積もりを取って価格を算出する部分もあり、応札された金額が予定価格に対して上下することはあります。また、応</p>	

札された金額に関しましても、高い方が約1億4千万円、低い方が約1億1千万円で、予定価格はその間に入っていることもあり、設計については問題ないと考えております。

〈委員〉入札結果だけを見ると、予定価格そのものが高設定だったのかと思えてしまいますが、適正に設定されていますか。

〈事務局〉予定価格を上回る金額で応札した業者も2者あることから、予定価格は適正と考えています。事後のヒアリングをした訳ではないですが、不落札となった業者は、判断基準額ギリギリのところに応札しようとした結果ではないかと考えております。

〈委員〉判断基準額は低入札調査基準価格より若干低くなっていますが、割合とかはあるのですか。

〈事務局〉判断基準額は、低入札調査基準価格に0.98を乗じた額になります。

〈委員〉判断基準額の算出方法は、山口市独自の算出方法ですか、それとも山口県と同じ方法ですか。

〈事務局〉山口県では、判断基準額を設けておられません。総合評価方式の入札を導入され、低入札価格調査の対象となった場合は、履行確実点を0点とする取扱いをされております。

〈委員長〉他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということによろしいでしょうか。

〈委員〉異議なし

【条件付一般競争入札：主要地方道山口小郡秋穂線（古曾中原地内）配水管布設工事】

〈委員〉入札の結果、同額が6者あって、判断基準額と同額となっています。配水管工事ではこういう事例は多いですか。

〈事務局〉多いです。

〈委員〉今回5カ所の配水管工事を先抜け方式入札で同時に実施されていますが、1番目の入札で落札した業者は2番目以降の入札には参加できないのですか。

〈事務局〉参加できません。

〈委員〉配水管工事を多く実施されていますが、先抜け方式入札で実施されていますか。

〈事務局〉ほぼ先抜け方式入札で実施しております。

〈委員〉今回の5カ所の配水管工事では、それぞれの工区の長さは同じになっていますか。

〈事務局〉延長や規模は工事ごとに異なります。金額の大きいものから入札を実施しております。

〈委員〉工区を分割して、もう少し工区を多くすることは考えられませんでしたか。

〈事務局〉延長の基準等は設けていませんが、今回の案件では、約500mの施工を予定しております。

〈委員〉工事の図面については、市職員で作成していますか。

〈事務局〉水道工事では、基本的に市職員で図面を作成していますが、今回は規模が大きいため、外注で委託しています。

〈委員〉外注で委託する場合、外注先の業者から情報が漏洩しないように対策は取られていますか。

〈事務局〉工事費の積算については、概算費用のみ外注で委託しており、詳細な積算は市職員で行っております。

〈委員長〉他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということによろしいでしょうか。

〈委員〉異議なし

【随意契約：秋穂漁港海岸（大海地区）海岸保全施設整備工事に伴う付帯工事】

〈委員〉地方自治法施行令167条の2第1項第6号による随意契約は、入札に付するのが不利と認められるときとありますが、本件の随意契約理由には本体工事を施工した業者に引き続き施工させることが有利と認められるとあります。有利と不利の関連性を教えてください。

〈事務局〉本件の付帯工事では、随意契約を行った場合、本体工事と合算して諸経費を計算し按分して計上することができ、単独で諸経費を計上する場合より経費を節減することができますので、本体工事を施工した業者と随意契約した場合、金額

	<p>的に有利に施工することができるため、入札に付するのが不利と考えています。</p> <p>〈委員〉 異形ブロックの設置は、本体工事と一緒にできなかったのですか。</p> <p>〈事務局〉 この事業は、国の補助事業で実施しておりまして、事業費が補助金額を上回り、異形ブロック部分は補助金で賄えなかったため、付帯工事として市費で発注しております。</p> <p>〈委員〉 地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約は、競争入札に適しない場合とありますが、本件の6号による随意契約との違いは何ですか。</p> <p>〈事務局〉 競争入札に適しない場合とは、相手が1者で特定される場合で、他の業者で行った場合、問題が生じるような案件の場合になります。今回の6号による随意契約は、契約の相手方は複数想定されますが、その中でも随意契約することが金額的に有利と認められる場合になります。</p> <p>〈委員〉 異形ブロックの設置は本当に必要ですか。</p> <p>〈事務局〉 高潮対策として、異形ブロックを護岸の前に設置するまでが、一つの事業になっております。</p> <p>〈委員長〉 他にないようであれば、この工事については適正な随意契約理由により行われているということよろしいでしょうか。</p> <p>〈委員〉 異議なし</p>
<p>委員会による 意見具申</p>	<p>なし</p>